**介護老人福祉施設の特例入所に係る市の方針**

1. 原則として、埼玉県が定めるガイドライン（埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針）を運用します。
2. 要介護１又は要介護２の人から入所申込みを受け付けたときは、参考様式６により毎月１０日までに市へ報告してください。

（例：４月分は５月１０日（土・日の場合はその翌日）までに報告）

1. 参考様式６により報告した申込者が特例入所対象者に該当するか否か判断できない場合には、参考様式７（参考様式３「特別養護老人ホーム優先入所決定調査表」を添付）により市へ意見を求めてください。
2. 市は、意見を求めた施設に対して、２週間を目途として参考様式８により意見を表明します。
3. 参考様式８の意見を入所検討委員会の参考に利用してください。
4. 施設において入所又は退所があった場合、（別紙）入所報告書又は退所報告書を提出してください。（報告書の提出は(2)に準じます。）
5. 申込状況や施設からの意見の状況により、適宜、運用を見直します。
6. 本方針は平成２７年５月１日から適用します。